様式第１号(乙)（第２条関係）

収　支　報　告　書

令和５年５月　19　日

堺市議会議長　様

議員氏名　白江　米一　[redacted]

（報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第７条第１項の規定により、令和５年度政務活動費について次のとおり報告します。

収　入

（単位　円）

収入の種類	決算額	算出基礎等
１政務活動費	280,000	@280,000円　×　1ヶ月　＝　280,000　円
２その他	0	
収入合計	280,000	

支　出

使途項目	決算額	左のうち政務活動費充当額	備考
調査研究費	0	0	
研修費	0	0	
要請・陳情活動費	4,825	4,825	市政に対する要望・陳情活動
会議費	0	0	
資料作成費	0	0	
資料購入費	4,400	4,400	書籍資料の購入等
広報・広聴費	0	0	
人件費	49,533	49,533	事務職員の雇用等
事務・事務所費	55,787	55,787	家賃・電気・駐車場・事務機器の維持管理等
支出合計	114,545	114,545	

様式第１４号（第７条関係）

令和５年度　　事業実施報告書

会派の名称・議員氏名　白江　米一

主な事業・行事名	期　　日	内　　容　　の　　説　　明
[要請・陳情活動] ガソリン代	4/15	3月分 ガソリン代
[資料購入費] 新聞代（朝日新聞）	4/24	社会情勢収集の為、新聞を購入した。
[人件費] 事務所人件費	4/24	議員が行う事務活動を補助する職員を雇用した。
[事務・事務所費] 事務所の賃借 駐車場の賃貸 その他事務所内の使用消耗品・備品等	4/24 4/25 4/4・4/20・4/23	市政に関する調査研究を行う為、美原区阿弥に於いて、事務所・駐車場を賃貸して、その他備品・事務用消耗品を購入した。

様式第１０号（第６条関係）

会　計　帳　簿

会派の名称・議員氏名　　白江　米一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5・4・4	4-①		7,171	-7,171	コピー機リース料	⑨	
5・4・10		280,000		272,829	政務活動費 4月分		
5・4・15	4-②		4,825	268,004	ガソリン代（3月分）	③	
5・4・20	4-③		1,471	266,533	コピー機使用料	⑨	
5・4・23	4-④		4,327	262,206	電話・インターネット代（後援会活動の為、今月のみこの割合で、させて頂きます。）	⑨	
5・4・24	4-⑤		49,533	212,673	4月分 人件費（後援会活動の為、今月のみこの割合で、させて頂きます。）	⑧	
5・4・24	4-⑥		23,618	189,055	家賃・電気代（後援会活動の為、今月のみこの割合で、させて頂きます。）	⑨	
5・4・24	4-⑦		4,400	184,655	新聞代	⑥	
5・4・25	4-⑧		19,200	165,455	駐車場代	⑨	
月計		280,000	114,545				
累計		280,000	114,545	165,455			

備考　1　「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2　「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

参考様式第１号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名　自由民主党堺市議会議員団・白江　米一

ふりがな	[redacted]	
被雇用者の氏　名	[redacted]	
生年月日	[redacted]	
住　所	〒[redacted] 富田林市[redacted]	
雇用期間（雇用開始日）	令和５年１月１日　～　令和５年12月31日	
雇用形態	☑直接雇用　☐その他（派遣等　　）	
勤務時間数	28時間　/　週　（月～木曜１日７時間+金曜３時間）	
賃金額	☐月額　☐日額　☑時給	1,100円
業務内容	☑政務活動　☑政党活動　☐後援会活動　☐(　　)活動	
按分	８０％	☑勤務実態をもとに算定 （週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間）　22,5　時間 （週勤務時間数）　28　時間
		☐職務内容をもとに算定　※下記参照
議員との関係	☐生計を一にしない親族　☑第三者　☐その他（　　） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。	
備　考		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	１／２
政務活動＋後援会活動＋政党活動	１／３

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

参考様式第２号

雇　用　契　約　書

ふりがな	[redacted]	生　年　月　日
氏　　名	[redacted]	[redacted]
現　住　所	〒[redacted] 富田林市[redacted]	TEL [redacted]

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和５年１月１日から令和年12月31日まで。 原則自動更新。どちらかに不都合が生じた際、相談協議。
就業場所	白江米一事務所
仕事内容	堺市議会議員白江米一に関する事務（経理事務を除く）・庶務・地域活動(政務活動)のサポート。
就業時間 （休憩時間）	月～木＝午前９時00分から午後４時00分まで 金＝午前９時から午後０時00分まで （午後０時00分から午後０時45分　但し金は除く）
休　　日	土日曜・祝祭日及び年末年始（12/29から1/4）
給与（賃金）	時給　1,100円　　交通費　月額4,200
給与支払	指定口座に振込
給与振込先	りそな銀行　富田林支店　普通口座[redacted]

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

令和４年　11月　28日

雇用者　白江米一　[redacted]

被雇用者　[redacted]

参考様式第5号

出 勤 簿 （ 2023 年 4 月 ）

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
3/16	木	09:00	16:00	06:15		
17	金	09:00	12:00	03:00		小計9:15
18	土					
19	日					
20	月	09:00	16:00	06:15		
21	火	09:00	12:00		03:00	
22	水	09:00	16:00	06:15		
23	木	09:00	16:00	06:15		
24	金	09:00	12:00	03:00		小計21:45+3:00
25	土					
26	日					
27	月	09:00	16:00	06:15		
28	火	09:00	16:00	06:15		
29	水	09:00	16:00	06:15		
30	木	08:00	16:00	06:15	01:00	
31	金	06:15	20:30	06:15	07:00	
4/1	土	08:00	16:00		07:15	
2	日	08:00	12:00		04:00	小計31:15+19:15
3	月	09:00	16:00	06:15		
4	火	09:00	16:00	06:15		
5	水	09:00	16:00	06:15		
6	木	09:00	16:00	06:15		
7	金	09:00	12:00	03:00		小計28:00
8	土					
9	日					
10	月					休暇
11	火	09:00	16:00	06:15		
12	水	09:00	21:00	06:15	04:45	
13	木	09:00	16:00	06:15		
14	金	09:00	12:00	03:00		小計21:45+4:45
15	土					
			合計	112:00	27:00	
			出勤日数		23 日	

確認印 [redacted]

参考様式第３号

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名　自由民主党市民クラブ　白江　米一

管理責任者（議員名）	白　江　　米　一		
事務所名	白江米一堺市議会議員事務所		
所在地	〒587　−0003 堺市美原区阿弥 110-14 ＴＥＬ　072　(289)　7733		
兼用の有無	□自宅兼事務所　■専用事務所（賃貸借契約先 [redacted] ）		
	他用途との兼用 ■　有　⟹ □　無	□私的使用 □後援会事務所 ■政党活動事務所 □会社等（関係団体）	
延べ面積	25.11 ㎡	賃借料	月額　70,000　円 （政務活動費充当額　　円）
政務活動事務所として使用する割合	80　％	（次のいずれかの説明方法を選択） □使用面積による　使用面積　　㎡／延べ面積（㎡） ■使用時間による　月　約 120　時間のうち　約 96　時間	
事務所関連経費按分比率など	維持管理経費	■電気代・・・80　％　□水道代・・・　％ □ガス代・・・　％　■固定電話代・・・80　％ □その他（　携帯電話　）・・・70　％　備品・消耗品・ネット代 80%	
	駐車場賃借料	80%	月額　24,000　円 （政務活動費充当額　19,200　円）
		【所在地】　堺市美原区阿弥 101-7	
所有区分	□生計を一にしない親族　■第三者　□その他（　　） ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備　考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

定期建物賃貸借契約書

（事業用）

[redacted]

[redacted]

令和　元年　　5月　11日

[redacted]

白江　米一様

2019年　5月11日

定期建物賃貸借契約についての説明

住所　堺市美原区[redacted]

貸主　[redacted]　㊞

住所　堺市北区北花田町[redacted]番地

代理人　有限会社[redacted]ハウス　[redacted]

下記物件について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第２項に基づき、次のとおり説明します。

下記物件の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記物件を明け渡さなければなりません。

記

（1）物　件	名　称	美原区阿弥事務所	
	所在地	堺市美原区阿弥110番地14	
	部屋番号	1階	
（2）契約期間	始期	2019年　5月13日から	10年間
	終期	2029年　5月12日まで	

上記物件につきまして、借地借家法第38条第２項に基づく説明を受けました。

2019年　　月　　日

住所

借主　　㊞

3－(4)　定期建物賃貸借契約書(事業用)

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 [redacted] (以下「甲」という。)と借主　白江　米一　(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1)　目的物件の表示

建物	名　称	美原区阿弥事務所　　1階　　号室 区画番号(　　)		
	所在地	(住居表示)　堺市美原区阿弥 110 番地 14		
		(登 記 簿)　堺市美原区阿弥 110 番地 14		
	構　造	[redacted]・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他(　　)／ 瓦葺・[redacted]・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他(　　)／ (3)階建／全(　　)戸		
	種　類	居宅・店舗	新築年月	平成 22 年 3 月
	面　積	25.11 ㎡ (公簿)		
附属施設		トイレ設備		

頭書(2)　事業内容

市議会議員事務所

頭書(3)　契約期間

2019 年 5 月 13 日　から　2029 年 5 月 12 日まで(10 年間)	
目的物件の引渡し時期	2019 年 5 月 11 日

(契約終了の通知をすべき期間)　2028年5月13日から2028年11月12日まで

頭書(4)　賃料等

賃　料	月額　金 70,000 円 (内消費税等　　円)	共益費	月額　　×円 (内消費税等　　円)	家　財 保険料	実費(自己加入)　円
敷　金	金[redacted]円 (賃料　　ヶ月)	礼　金	金[redacted]円	附　属 施設料	月額　　×円 (内消費税等　　円)
保証金	×円 (賃料　　ヶ月)	償　却			

その他の条件	水道代含みます、電気代は別途必要です。礼金は解約後も返還致しません。			
貸与する鍵	鍵 No.	玄関(出入口)	シャッター	
	本　数	2 本	1 本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月　末　日まで			
賃料等の支払方法	☑振　込	三井住友銀行　金剛支店　普通 [redacted]		
	□持　参	持　参　先		
	□口座引落	委託会社名		

頭書(5)　借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏　名)
	(自　宅) TEL
	(勤務先) TEL　　(会社名・　部署名)
	(携　帯) TEL

頭書(6)　貸主及び管理業者

貸　　主	氏名 [redacted]
	住所　堺市[redacted]

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣(　　)第　　号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号　　) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所　有　者	氏名
	住所

頭書(7)　乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☑連帯保証人	氏名	[redacted]
		住所	堺市[redacted]
	□家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所の所在地	

頭書(8)　再契約に関する事項

一、契約条項第2条第2項及び第19条をご参照下さい。

頭書(9)　特約事項

一、本物件は現状有姿の状態で賃貸借を開始するものとします。
一、駐車については事務所前を使用するものとし、貸主の自宅駐車場は来客用としてのみ使用することができるものとします。但し、貸主の在宅時（休日含む）は使用することができません。
一、契約条項第6条（B）及び第18条第3項は非該当です。

本契約の締結を証するため、本契約書を３通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和元年 5 月 11 日

甲・ 貸主	氏名 [redacted]	TEL [redacted]
	住所 堺市 [redacted]	
乙・ 借主	氏名 [redacted]	TEL [redacted]
	住所 堺市 [redacted]	
連帯保証人	氏名 [redacted]	TEL [redacted]
	住所 堺市 [redacted]	

		A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	堺市北区北花田町2丁28番地 072-258-5315	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	有限会社エイショウハウス	商号又は名称
	代表者の氏名	代表取締役 [redacted]	代表者の氏名 ㊞
	免許証番号	大阪府知事 (8) 第34135号	免許証番号 大臣 知事 ( )第 号
	免許年月日	平成31年3月21日	免許年月日 平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名	[redacted]	氏名 ㊞
	登録番号	(大阪府知事) 第[redacted]号	登録番号 ( ) 第 号
	業務に従事する事務所名	有限会社エイショウハウス	業務に従事する事務所名
	事務所所在地 TEL	堺市北区北花田町2丁28番地 072-258-5315	事務所所在地 TEL

※ ㊞は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第 37 条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第１条　貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(１)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(２)の事業に供することを目的とする借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第２条　契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(３)記載のとおりとする。

２　本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。

３　甲は、第１項に規定する期間の満了の１年前から６ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

４　甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第１項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から６ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第３条　乙は、頭書(４)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一　土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二　土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

三　近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

３　１ヶ月に満たない期間の賃料は、１ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第４条　乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(４)の記載に従い甲に支払うものとする。

２　甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

３　１ヶ月に満たない期間の共益費は、１ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第５条　甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

２　乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第６条(A)　乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(４)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

２　乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

３　甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

４　前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第６条(B)　乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(４)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

２　乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3　甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より頭書(4)に記載する額を償却して、無利息で、乙に返還しなければならない。

4　前項の場合において、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在するときには、前項の償却後の金額から当該債務の額を差し引いたその残額を、乙に返還するものとする。

5　前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一　自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二　甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四　自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4　前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の　ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5　乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6　乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7　乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一　銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二　大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三　騒音等の迷惑行為を行うこと

四　第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること

五　本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六　本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七　本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8　乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一　階段・廊下等共用部分への物品の設置

二　階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条　乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2　乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3　乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項

を遵守しなければならない。

4　契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5　乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条　甲は、第３項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2　前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3　乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一　電球、蛍光灯、ヒューズの取替え

二　その他費用が軽微な修繕

4　本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

第11条　甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一　乙が賃料又は共益費の支払いを２ヶ月以上怠ったとき

二　乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき

2　甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

一　本物件を頭書(２)記載の事業以外の用に供したとき

二　第８条(第７項第五号から第七号を除く)又は第９条のいずれかの規定に違反したとき

三　入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき

四　その他乙が本契約の各条項に違反したとき

五　銀行取引の停止

六　破産手続きの開始

七　民事再生手続きの開始

八　会社更生手続きの開始

九　特別清算手続きの開始

3　甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一　第７条の確約に反する事実が判明したとき

二　契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4　甲は、乙が第８条第７項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条　乙は、甲に対して３ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2　前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から３ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して３ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第13条　乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2　乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3　乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

4　本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5　本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。

6　乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条　甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2　乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3　本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4　甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条　甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一　賃料等支払い方法の変更

二　頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第16条　乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一　長期に休業するとき

二　連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更

三　連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条　乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条　本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2　頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一　頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする

二　連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

三　前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3　頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一　頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二　乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三　前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(再契約)

第19条　甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。

2　再契約をした場合には、第13条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項に規定するところによる。

(契約の消滅)

第20条　本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第21条　地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第22条　甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第24条　特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

露天駐車場契約書

所在：堺市美原区阿弥１０１番地７

賃貸人：[redacted]

賃借人：白　江　米　一

露天駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と　賃借人　白江米一　とは、下記場所を露天駐車場として、使用することで、賃貸借契約を締結した。

駐車場の場所
所在　堺市美原区阿弥１０１番７の土地全部
駐車台数　２台

第１条　賃借人は、賃借人関係の自動車２台を駐車目的のみに使用するものとする。

第２条　本件駐車場の賃料は月額金２４.０００円也とし、賃貸人は、毎月月末、翌月分を賃借人の事務所にて集金するものとする。

第３条　１、契約期間は、令和　元年　９月　１日から２年間とする。
２、契約期間中、中途解約する場合は、解約希望日の２ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割計算とする。

第４条　賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の２ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第５条　賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第６条　賃借人は、その代理人、使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって、駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、賃借人は、すみやかに損害を賠償するものとする。

第７条　賃借人は看板等の工作物を設置するときは、賃貸人の同意を得るものとする。

第８条　本契約の終了の後は、直ちに賃借人関係の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、また、第７条の看板等の工作物が設置されている場合は、直ちに撤去し、賃借人

が本件駐車場を賃貸借成立当時の現状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第９条　賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

①　賃料の支払を２ヶ月分以上怠ったとき
②　賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
③　賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
④　その他本契約に違反したとき

第１０条　本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第１１条　賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書２通を作成し、各自記名押印の上、各１通を保有する。

令和　元年　９月　１日

賃貸人　　住　所　　堺市

氏　名

賃借人　　住　所　　堺市

氏　名　　白江米一

リース契約申込書　　事業用】

お申し込みになる会社 ： 株式会社クレディセゾン 関西支店 リース&レンタル担当
TEL 06－7709－7720 ： FAX 06－6261－1339

当社(私)は貴社に対して、下記物件のリース契約を申し込みます。　　申込年月日 2019年 5月18日

お申込者概要 21

所在地	〒587-0003 堺市美原区阿弥110-14	TEL	072-289-7703		
フリガナ	ジョウエツシカズ ジセイトウムショ				
会社名(屋号)	白江米一市政事務所 ㊞	営業内容(具体的に)	市政活動		
設立	T・S・H 3 年 4月	資本金	[redacted]	百万円	
従業員	名	年商	[redacted]	百万円	
代表者自宅住所	〒[redacted] 堺市[redacted]	TEL	[redacted]		
フリガナ	ジョウエツヨネカズ	携帯TEL			
代表者名	白江米一	生年月日			
住居	[redacted]	性別	[redacted]		
居住年数		同居家族			

☑ 代表者は、連帯保証人予定者を兼ねる（その場合、□に✓を付けてください。）

連帯保証人予定者

自宅住所	〒[redacted] 堺市[redacted]	TEL	[redacted]		
フリガナ	ジョウエツヨネカズ	携帯TEL			
氏名	白江米一	生年月日			
住居	[redacted]	性別	[redacted]		
居住年数		同居家族			
フリガナ	サカイシギインジムショ				
勤務先	堺市市議会議員	お申込者との関係	本人		

備考欄

販売店名 [redacted]

代理店名

個人情報の取扱いに関する同意書

～リース契約申し込みにあたってのご注意～

(1)リース契約は物件をお使いになるご当人とのご契約となります。
「お申込者(ご契約者)＝リース料口座預金名義人＝物件の使用権限者」
(2)連帯保証人予定者について
◇お申込者(ご契約者)が法人の場合は、代表者個人となります。
◇お申込者(ご契約者)が個人の場合は、別に連帯保証人予定者が必要です。
(3)お申込者(ご契約者)及び連帯保証人予定者の生年月日、自宅住所等や会社営業内容、設立等が未記入の場合、お問い合わせすることがあります。

申込者および連帯保証人予定者は、別紙「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」を精読の上、個人情報の取り扱いについて同意しました。

申込者 ※個人事業主様は代表者名(自署)	白江米一	[redacted]
連帯保証人予定者①(自署)	[redacted]	㊞ [redacted]
連帯保証人予定者②(自署)	[redacted]	㊞ [redacted]

リース内容

	物件名(型番) / 物件設置場所	台数
1	液晶モニター フニカミルフ ディスプレイ C227	1 台
	物件設置場所 1. 申込先に同じ 2. 下記 〒 TEL ( )	
2		台
	物件設置場所 1. 申込先に同じ 2. 下記 〒 TEL ( )	
3		台
	物件設置場所 1. 申込先に同じ 2. 下記 〒 TEL ( )	

期間	4 年 (48 ヵ月)	月額	8300 円
レベルアップ	四 良 口 有 (セゾン・他リース会社( )) 契約番号 45 － 旧リース料 円(月額) 円 × 回		

※旧リース料については、本件取り扱いリース会社が販売店に支払い、販売店が旧リース会社へ旧リース料を支払います。販売店から旧リース会社への旧リース料支払いについて、本件取り扱いリース会社は、一切責任を負わないことを確認します。

587-0003
大阪府　堺市美原区
阿弥
１１０－１４
白江米一事務所
白江　米一　　様

0005429# 07161 2511 00006018 01/01

ご請求書兼明細書

発行日 2019年 7月16日

毎々格別のご愛顧を賜わり厚く御礼申し上げます。
ご契約いただきましたリースのお支払いは、下記のとおりでございます。

ご指定の口座よりお引き落としさせていただきます。
（初回のお引き落としは、２ヶ月分となります。）
お支払日の前日までに口座へのご準備をお願いいたします。
（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）

契約額	契約額	398,400円
	消費税額	31,872円
	契約額合計	430,272円
前払リース料	前払リース料	0円
	前払消費税	0円
	前払リース料合計	0円
月額リース料	月額リース料	8,300円
	月額消費税	664円
	月額リース料合計	8,964円
契約年月日		2019年 6月 1日
リース期間		2019年 6月 1日より
（４８ヶ月）		2023年 5月31日まで

お支払方法	口座振替	お支払日	毎月 4日
金融機関	ゆうちょ銀行		
支店名	大阪貯金事務センター		
預金口座	普通	口座No.	[redacted]
口座名義	シラエ　ヨネカズ		

代表物件名　　契約番号 [redacted]

コニカミノルタ　ｂｉｚｈｕｂＣ２２７　複合機

回数	お支払 年 月 日	お支払 リース料	消費税	残高（税抜き）
[illegible]	190804	8300	664	390100
2	190804	8300	664	381800
3	190904	8300	664	373500
4	191004	8300	664	365200
5	191104	8300	664	356900
6	191204	8300	664	348600
7	200104	8300	664	340300
8	200204	8300	664	332000
9	200304	8300	664	323700
10	200404	8300	664	315400
11	200504	8300	664	307100
12	200604	8300	664	298800
13	200704	8300	664	290500
14	200804	8300	664	282200
15	200904	8300	664	273900
16	201004	8300	664	265600
1[illegible]	11104	8300	664	257300
18	201204	8300	664	249000
1[illegible]	0104	8300	664	240700
[illegible]	0204	8300	664	232400
21	210304	8300	664	224100
22	210404	8300	664	215800
23	210504	8300	664	207500
24	210604	8300	664	199200
25	210704	8300	664	190900
26	210804	8300	664	182600
27	210904	8300	664	174300
28	211004	8300	664	166000
29	211104	8300	664	157700
30	211204	8300	664	149400
31	220104	8300	664	141100
32	220204	8300	664	132800
33	220304	8300	664	124500
34	220404	8300	664	116200
35	220504	8300	664	107900
36	220604	8300	664	99600
37	220704	8300	664	91300
38	220804	8300	664	83000
39	220904	8300	664	74700
40	221004	8300	664	66400
41	221104	8300	664	58100
42	221204	8300	664	49800

〒170-6073
東京都豊島区東池袋３－１－１
サンシャイン６０・３８Ｆ
リース＆レンタル部

株式会社 クレディセ[redacted]
0570-666-789

回数	お支払 年 月 日	お支払 リース料	消費税	残高（税抜き）
43	230104	8300	664	41500
44	230204	8300	664	33200
45	230304	8300	664	24900
46	230404	8300	664	16600
47	230504	8300	664	8300
48	230604	8300	664	0

様式第１１号（第６条関係）

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名　白江　米一

使途項目	事務・事務所費
整理番号	4-①

領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）

06 5-04-04 (ｾｿﾞﾝｰﾘｰｽ) 自払 8,964

按　分　率（按分による支出の場合に使用）

80 %　　7,171 円　（按分率の根拠）

事務所状況報告書記載通り

（その他）

コピー機リース代

様式第１１号（第６条関係）

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名　白江　米一

使途項目	要請・陳情活動費
整理番号	4-②

領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）

領収証

No. 12142

白江米一事務所 様　　5年4月15日

金額　¥16,825-

内　　但

消費税等

現金			

HISAGO BR08093P(50)シ J643210

上記正に領収いたしました

出光興産美原給油所

株式会社 イ [redacted]

〒587-0002
大阪府堺市美原区黒山[redacted]
TEL〈072〉361－2952
FAX〈072〉361－4751

係 [redacted]

別紙参照

按　分　率（按分による支出の場合に使用）

30　％　　4,825　円　　（按分率の根拠）

使用状況按分の為

（その他）

ガソリン代　（3月分）

請　求　書

〒　587－0003

大阪府堺市美原区阿弥
110－14

白江米一事務所　　様

毎度有難う御座居ます。
下記の通り御請求申し上げます。

株式会社　イケダ
美原　給油所
〒587－0002
大阪府堺市
美原区黒山一番地

お問合せは☎072-361-2952
FAX：072-361-4751

お客様コード
[redacted]

ご請求	23年	3月31日
お支払	23年	5月 5日

月日	伝票番号	商品名	数量	単位	単価	お買上金額	ご入金額	代行
		2月分（前月）				18688		
		繰越残高合計				18688		
3	910194	御入金（現　金　）					18688	
3	110037	出光ゼアス	2291	ℓ	156	3573		
3	910193	出光ゼアス	2439	ℓ	156	3804		
3	2710233	出光ゼアス	2451	ℓ	156	3823		
		小計（　10%対象）				11200		
		消費税（　10%）合計				1119		
		5678　合計				12319		
3	3010056	出光ゼアス	2195	ℓ	156	3424		
		消費税（　10%）合計				342		
		7497　合計				3766		

数量合計				
ハイオク	レギュラー	灯油	軽油	自動車用潤滑油
	9376			

入金合計	18688
売上合計	16085
今回消費税（	1461）

Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ　　Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ＋Ⓓ

Ⓐ前月ご請求額	Ⓑ当月ご入金額	Ⓒ	差引繰越額	Ⓓ当月お買上額	当月ご請求額
18688	18688		0	16085	16085

お振込は　三菱ＵＦＪ銀行松原支店普通[redacted]

口座名　株式会社　イケダ

様式第１１号（第６条関係）

領収書等貼付用紙

使途項目	事務・事務所費
整理番号	4-③

領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）

08 5-04-20 (MHF)SOAソリュー 自払 1,839

別紙参照

按分率（按分による支出の場合に使用）

80 % 1,471 円 （按分率の根拠）

事務所状況報告書記載通り

（その他）

コピー機使用料

納　品　書

Page.　1 / 1
No. 03530151

2023年　3月　17日

〒５８７－０００３
大阪府堺市美原区阿弥110-14

白江米一事務所　様

TEL 0722-89-7733
(5935-2140)

〒570-0095
大阪府守口市八島町1-12　守口KSビル2階
株式会社SOAソリューションズ
TEL (06) 6993-0734　FAX (06) 6993-0735

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい　担当：[redacted]

品名・型番	数量	単位	単価	金額
3月度ｺﾋﾟｰｶｳﾝﾀｰ料金BizhubC227				
10%	1	式	1,672.00	1,672
課税対象額　1,672　(消費税合計　167)			合　計	1,839

請　求　書

Page.　1 / 1
No. 03530151

2023年　3月　17日

〒５８７－０００３
大阪府堺市美原区阿弥110-14

白江米一事務所　様

TEL 0722-89-7733
(5935-2140)

〒570-0095
大阪府守口市八島町1-12　守口KSビル2階
株式会社SOAソリューションズ
TEL (06) 6993-0734　FAX (06) 6993-0735
[redacted]
《振込口座》
関西みらい銀行 守口支店（当座）[redacted]
三井住友銀行 兵庫支店（普通）[redacted]
口座名義：ｶ)ｴｽｵｰｴｰｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ
下記の通り御請求申し上げます。　担当：[redacted]

品名・型番	数量	単位	単価	金額
3月度ｺﾋﾟｰｶｳﾝﾀｰ料金BizhubC227				
10%	1	式	1,672.00	1,672
課税対象額　1,672　(消費税合計　167)			合　計	1,839

摘要
今回のご請求金額につきましては、振替日を２０日（休日の場合は翌営業日）にご指定の口座より振替させていただきます。

様式第１１号（第６条関係）

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名　白江　米一

使途項目	事務・事務所費
整理番号	4-④

領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）

別紙参照 1

別紙参照 2


電話料金等払込受領証
西日本ご利用分
ご請求先氏名
白江　米一　様
お客様番号
[redacted]
2023年　4月ご請求分
金額(円)
¥41,666-
受取人
NTTファイナンス株式[redacted]
お問合せ先　(無料)
0800-3335550
領収日付印
23.4.23
ローソン
(金融関係・CVS用)→お客様

按　分　率（按分による支出の場合に使用）

30　％　4,327　　円　　（按分率の根拠）

事務所状況報告書記載通り

（その他）

電話・インターネット代

（後援会活動の為、今月のみこの割合で、させて頂きます。）

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	[redacted]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)		内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。)		税区分 TAX
[redacted]					
◇NTT西日本ご利用分					
40,621		5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	3月 1日～ 3月31日	合算
		-1,290	光はじめ割	2025年01月～2025年03月以外の解約は解約金がかかります	合算
	○	3,100	工事料		個別
		387	24時間出張修理(AL)利用料	3月28日～ 3月31日	合算
		500	リモートサポートサービス料金	3月 1日～ 3月31日	合算
		888	ひかり電話A(エース)定額料1	3月 1日～ 3月27日 電話番号は072-289-7733	合算
	○	141	ひかり電話オフィスA(エース)基本料	3月28日～ 3月31日	合算
		129	ひかり電話対応機器使用料	3月28日～ 3月31日	合算
		558	複数チャネル使用料		合算
		99	追加番号使用料		合算
		12	着信お知らせメール使用料	3月28日～ 3月31日	合算
		2,952	ひかり電話(通話料)	3月 1日～ 3月31日	合算
		48	ひかり電話(通話料)	3月 1日～ 3月31日	合算
	○	2,496	ひかり電話(携帯電話等への通話料)	3月 1日～ 3月31日	合算
	○○	384	ひかり電話(携帯電話等への通話料)	3月 1日～ 3月31日	合算
	○○	21	ひかり電話(IP電話への通話料)	3月 1日～ 3月31日	合算
	○	21,100	工事料	1工事毎に消費税相当額を算出しています。	個別
		4	ユニバーサルサービス料他	3月 1日～ 3月31日 2番号分のご請求となります。	合算
		3,692	消費税等相当額(合計)		
	(	1,272)	(内訳)消費税等相当額(合算分)	合算表示の料金合計×10%	
	(	2,420)	(内訳)消費税等相当額(個別分)	個別表示の1件毎の金額×10%	
◇NTT西日本分(小計)					

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1．1円(税込)が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M22021211001 00743 00742 00

別紙参照 1

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	[redacted]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。)	税区分 TAX
40,621	40,621	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分 1,045	1,045	NTT－MEインターネット接続 ＊ 2月分。税込（国際通話料以外 ㈱NTT－MEご利用分。	非対象等
◇合計 41,666	41,666	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記＊印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。	

M22031211001 00160 00742 00 J

様式第１１号（第６条関係）

領収書等貼付用紙

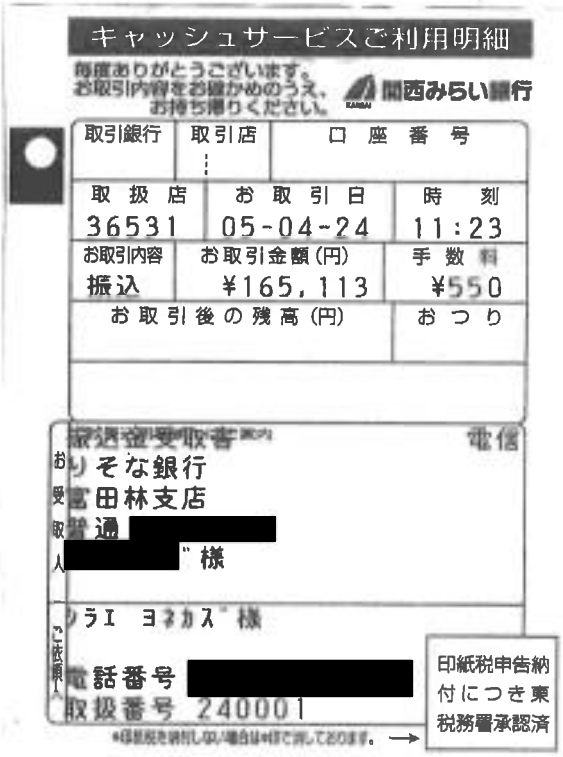
会派の名称・議員氏名　白江　米一

使途項目	人件費
整理番号	4-⑤

領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）

別紙参照 1

別紙参照 2



キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

関西みらい銀行

取引銀行	取引店	口座番号

取扱店	お取引日	時刻
36531	05-04-24	11:23

お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥165,113	¥550

お取引後の残高(円)	おつり

[redacted]受取書

電信

お受取人

りそな銀行
富田林支店
普通 [redacted]
[redacted]" 様

ご依頼人

ﾘﾗｲ ﾖﾈｶｽﾞ 様

電話番号 [redacted]

取扱番号 240001

*[redacted]

印紙税申告納付につき東税務署承認済

按　分　率（按分による支出の場合に使用）

30　％　　49,533　円　　（按分率の根拠）

雇用状況報告書記載通り

（その他）

4月分　人件費

（後援会活動の為、今月のみこの割合で、させて頂きます。）

4月分、支払い明細書

[redacted]様

R5,4,24

時　　給	1,100		時　間	112		計	123,200
残業時給			1.25	12.75			17,531
休日出勤			1.35	14.25			21,161
計							161,892
所得税							170
雇用保険							809
小　　計							160,913
交通費							*4,200*
合　　計							165,113

587－0003
堺市美原区阿弥110－14
白江米一事務所
☎072－289－7788



別紙参照1

62,708　様式第１１号（第６条関係）

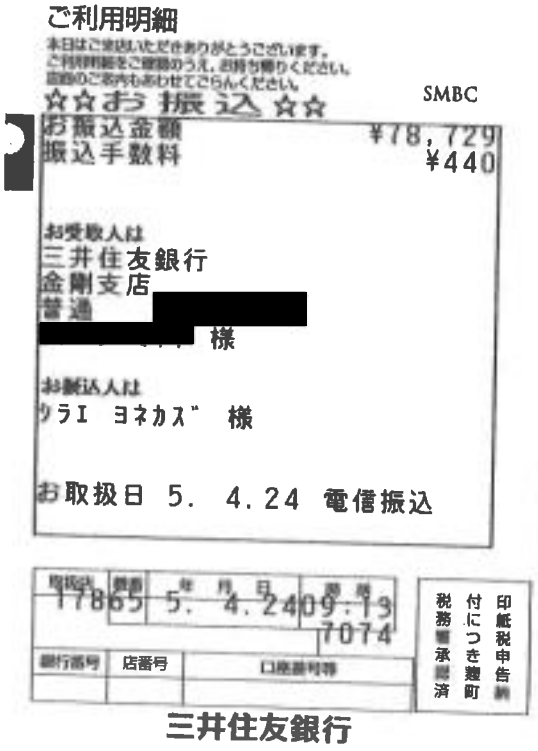
領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名　白江　米一

使途項目	事務・事務所費
整理番号	4-⑥

領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）

別紙参照



ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
記載のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆ぎん 振込 ☆☆

[redacted]

お振込金額　¥78,729
振込手数料　¥440

お受取人は
三井住友銀行
金剛支店
普通 [redacted]
[redacted] 様

お振込人は
ﾘﾗｴ ﾖﾈｶｽﾞ 様

お取扱日 5. 4.24 電信振込

取扱店 17865　年月日 5. 4.24　番号 09:13 7074

銀行番号　店番号　口座番号等

印紙税申告納付につき難町税務署承認済

三井住友銀行

按　分　率（按分による支出の場合に使用）

30　％　　23,618　円　　（按分率の根拠）

事務所状況報告書記載通り

（その他）

家賃・電気代

（後援会活動の為、今月のみこの割合で、させて頂きます。）

請　求　書

白江米一　　様

請求No.　48

請求日

件名：　今月の電気料金

下記の通り、ご請求申し上げます。

〒[redacted]
堺市[redacted]
[redacted]
TEL [redacted]

合計金額　　8729円

2023年4月分

使用量	203kWh	前月メーター値	5883kWh
		当月メーター値	6086kWh
単価	43円		
今月電気料金	8729円		

お振込先

三井住友銀行　金剛支店

普通 [redacted]

[redacted]

[redacted]

備考	

様式第１１号（第６条関係）

領 収 書 等 貼 付 用 紙

会派の名称・議員氏名　白江　米一

使途項目	資料購入費
整理番号	4-⑦

領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）

ASA

領収証

お問合せ番号 [redacted]

2023年04月度
阿弥110-14

白江米一事務所 様

摘要	数量	本体金額	消費税	金額
朝日新聞セット ※	1	4,074	326	4,400

5年 4月 2日

合計
¥4,400-

※は軽減税率対象品目　（ 8%対象：4,400円 ）

ASA北野田(有)アネット
堺市東区北野田559-1
TEL072-235-2218　FAX072-234-6066
新聞整理袋10枚60円販売中！お問い合わせは当店まで。

按　分　率（按分による支出の場合に使用）

％　　4,400　円　　（按分率の根拠）

（その他）

新聞代

様式第１１号（第６条関係）

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名　白江　米一

使途項目	事務・事務所費
整理番号	4-⑧

領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）

別紙参照

按　分　率（按分による支出の場合に使用）

80　％　　19,200　円　　（按分率の根拠）

事務所状況報告書記載通り

（その他）

駐車場代



印紙	約定壱ヶ月金	25 8 日 月	25 9 日 月	25 10 日 月	25 11 日 月	28 12 日 月	25 1 日 月
領収印鑑	二四、〇〇〇円定	9 月分受取	10 月分受取	11 月分受取	12 月分受取	1 月分受取	2 月分受取
此通帳附込期限 令和4年 9月ヨリ 令和5年 8月迄 満壱ヶ年		26 2 日 月	25 3 日 月	25 4 日 月	日 月	日 月	日 月
		3 月分受取	4 月分受取	5 月分受取	月分受取	月分受取	月分受取